平成30年度及び平成31年度の保険料率等

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

業

務

課

平成30年度及び31年度の保険料率及び 平成30年度の制度改正について

1制度の概要

(1)医療給付費の約1割は保険料

医療給付費は、公費、現役世代の支援金及び被保険者の保険料で賄う。

医療給付費の財源内訳

<u> </u>	3 11 3 F) 1	
財源	割合	備考
公費 (税金)	約5割	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
現役世代の支援金	約4割	
被保険者の保険料	約1割	

(2)保険料率の算定

保険料は均等割額と所得割額からなり、その保険料率は各都道府県の医療費水準、所得水準等により各広域連合が定める。

(3)保険料率の改定

診療報酬及び後期高齢者負担率が2年に一度改定。それに併せて保険料率を改定。平成30年度が改定の年になる。

後期高齢者負担率は世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組み。

これにより、後期高齢者の保険料による負担割合(1割)は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減少する。

2 被保険者数及び医療費の推計等

(1)被保険者数(各年度末現在)

(単位:人)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実 数	234,813	239,797	244,779	248,655
伸び率 (対前年度)		2.12%	2.08%	1.58%
伸び率(対28年度)			4.24%	5.89%

(2)医療費総額

(単位:円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	238,043,648,223	245,792,564,345	249,466,893,039	255,002,389,200
伸び率 (対前年度)		3.26%	1.49%	2.22%
伸び率(対28年度)			4.80%	7.12%

(3)医療給付費総額

(単位:円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	219,269,416,235	226,560,586,497	229,465,170,513	234,561,154,059
伸び率 (対前年度)		3.33%	1.28%	2.22%
伸び率(対28年度)			4.65%	6.97%

(4)被保険者1人当たり医療給付費

(単位:円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	944,272	956,573	948,729	952,347
伸び率 (対前年度)		1.30%	-0.82%	0.38%
伸び率(対28年度)			0.47%	0.86%

⇒ 1人当たり医療給付費の増減に連動し、必然的に1人当たり保険料が増減

(5)後期高齢者負担率

	負担率	前年比
28・29年度	10.99%	
30・31年度	11.18%	(+0.19%)

(6)診療報酬改定

	改定率	備する	Ž
28年度	△0.84%	(本体・薬価・材料価格の合計)
30年度	△1.19%	(")前年比△0.35%

(7)一人当たり所得額

	金額	前年比
28・29年度	642,162円	
30・31年度	634,672円	(△1.17%)

3 平成30・31年度の賦課総額の試算

前項2の被保険者数及び医療費の推計等により見込まれる保険料の 賦課総額及びこれに必要な保険料率は次の通り試算される。

(1)賦課総額:487億38百万円



(2)保険料率(一人当たり)

※上記賦課総額(被保険者の保険料)より1人当たり賦課額を試算

	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額
所得割:均等割	10.67%	54,167円	100,338円
=46:54	(+0.15ポイント)	(+1,777円)	(+3,301円)

※()内は平成28・29年度算定時からの増加分

4 本広域連合の保険料増加抑制策(案)

- ●保険料率の増加を剰余金及び財政安定化基金の活用により抑制
 - (1) 剰余金6億円
 - (2) 財政安定化基金9.5億 厚生労働省通知の主旨を踏まえ、前回算定時の活用額を上回らない額を活用。

※基金の設置目的: ① 予定保険料収納率を下回って生じた保険料不足額の補填

② 医療給付費増嵩による不足財源の補填

③ 保険料率の増加抑制

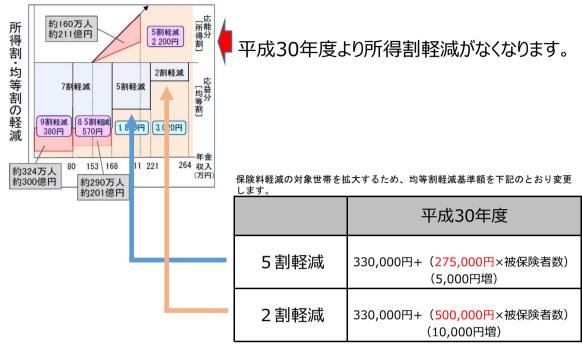
5 算定結果

抑制案	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額 (軽減前)
(抑制策なし) 所得割:均等割 =46:54	10.67% (+0.15ホ°イント)	54,167円 (+1,777円)	100,338円 (+3,301円)
剰余金6億+基金なし 所得割:均等割 =46:54	10.52% 増減なし	53,500円 (+1,110円)	99,098円 (+2,061円)
剰余金6億+基金9.5億 所得割:均等割 = 46:54	10.28% (△0.24ポイント)	52,444円 (+54円)	97,122円 (+85円)

※()内は平成28・29年度算定時からの増加分

6 保険料率の軽減対策

(1)保険料率算定時における制度の見直し



*この拡充策により保険料が微増に止まる方、または減少する方が発生します。

その他の見直し

①元被扶養者の均等割の軽減の変更

平成30年度より均等割軽減が7割軽減から5割軽減となります。

②保険料の賦課限度額の変更

平成30年度より57万円から62万円となります。

7年金収入額別保険料額の比較

※被保険者夫婦2人世帯で夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下の場合の夫の保険料

夫の年金収入額	均等割 軽 減	所得割軽 減	28・29年度	30・31年度	上段:増加額下段:増加率
80万円	9割		5,239円	5,244円	5円
	2 13			3,2	0.09%
153万円	8.5割		7,858円	7,866円	8円
133/3/1	О.Э В		7,030(1)	7,0001 3	0.10%
168万円	8.5割		15,748円	23,286円	7,538円
100/3/1	0.569		15,7 40()	25,2001 3	47.87%
221万円	5割		97,731円	96,126円	△ 1,605円
221/J门			97,731	90,120	△ 1.64%
223万円	5割		11E EE2M	00 102M	△ 17,370円
223/1	그 함]		115,552円	98,182円	△ 15.03%
264万円	2割		1E0 604III	156 0620	△ 2,621円
204/J	2 台)		158,684円	156,063円	△ 1.65%
260万四	2割		172 270⊞	160 175	△ 13,195円
268万円	乙合リ		173,370円	160,175円	△ 7.61%
220EIII	+>1		220 E04III	224 4000	△ 4,194円
330万円	なし		238,594円	234,400円	△ 1.76%
720.⊞⊞	+51		E70 000 III	E7E 606	5,696円
730万円	なし		570,000円	575,696円	1.00%
0007777	+>!		E70 000M	620 000TT	50,000円
800万円	なし		570,000円	620,000円	8.77%

保険料率改定推移

		所得割率	均等割額	1人当たり保険料【軽減前】	1人当たり保険料 【軽減後】
平成20・21年度	所得割:均等割 =48:52	8.71%	47,272円	91,000円	64,779円
平成22・23年度	所得割:均等割	8.73%	46,241円	87,199円	64,299円
	=47:53	(+0.02ホ°イント)	(△1,031円)	(△3,801円)	(△480円)
平成24・25年度	所得割:均等割	9.45%	47,474円	89,604円	66,504円
	=47:53	(+0.72ホ°イント)	(+1,233円)	(+2,405円)	(+2,205円)
平成26・27年度	所得割:均等割	10.17%	50,431円	95,187円	69,408円
	=47:53	(+0.72ホ°イント)	(+2,957円)	(+5,583円)	(+2,904円)
平成28・29年度	所得割:均等割	10.52%	52,390円	97,037円	69,414円
	=46:54	(+0.35ポイント)	(+1,959円)	(+1,850円)	(+6円)
平成30・31年度	所得割:均等割	10.28%	52,444円	97,122円	71,702円
	=46:54	(△0.24ポイント)	(+54円)	(+85円)	(+2,288円)

※()内は前回算定時からの増加分